

2014年のジェレミー・ベンサム-Vulnerabilityと法-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2015-05-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 土屋, 恵一郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17263

【論 説】

2014年のジェレミー・ベンサム

—— Vulnerability と法 ——

土 屋 恵 一 郎

目 次

1. スケープ・ゴート論とベンサムの同性愛擁護論
2. ヴァルネラビリティ **Vulnerability** をめぐるベンサムと J. S ミル

2014 年は、ジェレミー・ベンサムにとって画期的な年となった。それを言うためには、二つの話題にまず触れておかなければならない。一つは、オクスフォード大学クラレンドン出版から、ベンサム著作集として「不規則な性について、そして性的道徳についての論稿」(OF SEXUAL IRREGULARITIES AND OTHER WRITING ON SEXUAL MORALITY) が出版されたことである。もう一つは、イギリス (イングランドとウェールズ) において 2014 年 3 月 13 日に「婚姻 (同性カップル) 法」(Marriage (Same Sex Couples) Act) が発効したことである。この法は同性カップルの婚姻を合法化するものである。

イギリスにおいては、2004 年に同性同士のパートナーシップに事実上の婚姻と同じ位置をあたえる「パートナーシップ法」が成立していたが、今回の婚姻 (同性カップル) 法は、さらに踏み込んで、婚姻を同性同士の関係にも法的に認めることになった。

日本においては、このパートナーシップ法についての議論すらなく、ましてや同性婚についての議論や立法の動きもない。イギリスと日本のこの違いはいったいなんであるのか。それ自体が、比較法的にも比較法文化的にも、興味あるテーマとなるにちがいない。その仕事はいずれ共同研究の形で、学際的に行うことにして、

ここでは、2014年がなぜベンサムにとって画期的な年になっているのかについて略述して、今後の研究へのアプローチにしておきたい。

クラレンドン出版から「同性愛擁護論集」である『不規則な性について、そして性的道徳についての論稿』が出版されたのは、きわめて画期的なことである。ベンサムの出版されることがなかった手稿のなかに「同性愛擁護論」が存在することは少なくとも1931年には知られていた。しかし、今回のベンサム著作集に収められた1814年の手稿を始めとして、ベンサムが生涯にわたって書きつづけた「同性愛擁護論」は、これまで一冊の本として出版されることはなかったのである。またベンサム研究者達もこの問題について触れることを避けてきた。

日本においてベンサムの「同性愛擁護論」について触れて、紹介の文章を発表したのは、おそらく私が最初である。1988年に雑誌『へるめす』（岩波書店）15号に「社会の乳母たち—同性愛をめぐるデイヴィッド・ホックニーとジェレミー・ベンサム」と題して、ベンサムの同性愛擁護論について触れた（後に、『独身者の思想史』岩波書店1993年に所収した）。その後、いくつかの機会をとらえて、ベンサムの同性愛擁護論の先駆的な内容について書いてきた（『怪物ベンサム』（講談社学術文庫）、『哲学の歴史』（平凡社）の「社会の哲学」巻中の「ベンサム」の章）。だが、ベンサム研究者からは無視黙殺されるか、もしくは侮辱的な言辭が聞こえるだけである。

私が、この問題について書くことができたのは、一人のカナダ出身の研究者のおかげである。ルイ・クロンプトン **Louis Crompton** である。クロンプトンはネブラスカ大学文学部教授であったが、1978年の『ジャーナル・オブ・ホモセクシャリティー』誌の3号と4号に、「ベンサムの男色論について」**Jeremy Bentham's Essay on Paederasty** と題して、ベンサムの同性愛擁護論を翻刻して発表した（クロンプトンの序文をふくむ全文は、インターネット上に **John Lauritsen** によって公開されている。邦訳は『ホモセクシュアリティ』（弘文堂1994年）に富山太佳夫訳で収められている。監訳者に私の名前があるが、私はなにもしていない。提案しただけである。この邦訳は富山の仕事である）。それは、1931年に、チャールズ・オグデンが、ベンサムの『立法論』を出版した時に、付録として1814年のベンサムの手稿を「趣味に反する犯罪」**Offences against Taste** として発表して以

来のことであった。

オグデンは、周知のとおり『意味の意味』をI・Aリチャーズと一緒に書いた、言語哲学者である。なによりもルートレッジ社から刊行された「哲学・社会科学・インターナショナルライブラリー」の編集者として辣腕をふるった。1922年から1957年までの間に150冊にのぼる本をライブラリーのうちに収めた。『意味の意味』もその一冊である。ヴィットゲンシュタインの『論理哲学論考』の英訳者でもある。ヴィットゲンシュタインはこの英訳を忌避したが、その間の二人の書簡も本になっている。ベンサムの『擬制の理論』Theory of Fictionを刊行したのもオグデンである。オグデンのこの本がなければ、言語学者ローマン・ヤコブソンがベンサムのフィクション論に言及することもなく、友人ヤコブソンに示唆されて精神分析学者ジャック・ラカンがベンサムのフィクション論にふれて、ベンサムを称賛することもなく、また論理学者クワインがベンサムのフィクション論ほどフィクションというものを理解している本はないと言うこともなかっただろう。（クワイン文庫に所蔵されていたベンサムの『擬制の理論』は、今私の手元にあるが、残念ながらにも書き込みがない。私はオグデンにも関心があった。ロンドン大学のメインライブラリーにはオグデン文庫があった。しかし、イギリス研究者はまったくオグデンには関心がないらしく、崩壊寸前であった。オグデンが集めた本を収蔵するのがオグデン文庫の趣旨であったが、オグデン没後の本まで紛れ込んでいて、とてもその趣旨が生きているとは思えなかった。）

ベンサムの手稿は、ロンドン大学の稀観書を収めた図書館のなかに、番号がつけられてボックスに保管されている。私は、1984年から一年間ロンドン大学に留学していて、このベンサム手稿の存在に興味があったが、見ただけでこれを読むことは諦めた。何年も訓練を受けなければ読むことはできないと言われたが、なるほどその字はほとんど英語として読むことは出来なかった。日本の古文書を読むにも当然に訓練がいるが、英語ならアルファベットだから難しくないと思っていたのがとんだ勘違いであった。ベンサムは書くことについては貪欲であった。独自の速記文字を考案するほどに思考を文字にすることに貪欲であった。しかし、私には読めなかった。すでに読むことができる者が、音読してテープに吹き込んだものもあったが、そのコピーは出来ないから、保管室の部屋に籠もってそれを聞くのでは、一年間の留学生には敷居が高すぎた。しかもその時は、この同性愛擁護論のこ

とは知らなかった。むしろベンサムBenjamin Franklinの宗教論に興味があって、『パウロではなくイエスを』という、今回ベンサム著作集のうちに所収されているものに興味があったが、その時私の引受人であったロンドン大学教授は、ベンサムの宗教論はやめたほうがいいと言った。冗談めかしてベンサムの宗教論をやると早死にするといったので、なんだか訳がわからなくなって、嫌がるものを無理に見ることもないと思って、遠ざかった。詮索すれば、ベンサムの宗教論をやれば当然にこの同性愛擁護論に触れることになるので、それを避けたのかもしれない。そもそも、ベンサムの同性愛擁護論を著作集として刊行することにこれほどの遅れをとったことには、イギリスのベンサム研究者の意図があると思われてもしかたがないであろう。ベンサムの宗教論を題材にして書かれた本でさえ、この同性愛擁護論に一切触れないものがあるほどであるから、それは理解できる。

それを、クロンプトンJohn Cromptonは独力で翻刻したのだ。私がこの翻刻の存在を知ったのは公表時よりかなり後であった。当時、東京周辺の大学図書館にはこの『ジャーナル・オブ・ホモセクシャリティー』誌は収蔵されておらず、わずかに大阪大学の医学部図書館にあることを知って、大阪まで行ってコピーしてきた。

クロンプトンが、より本格的にベンサムの同性愛論を紹介したのは、1985年にカリフォルニア大学出版から刊行した『バイロンとギリシャ的愛』*Byron and Greek Love*の第一章と第七章においてである。題名にあるとおり、この本は詩人バイロンがテーマである。しかし、その第一章は「ジョージ朝時代の男色恐怖症」*Georgian Homophobia*と題して、バイロンが生きた時代の同性愛への社会的感情をあつかっているのだが、その中心は、ベンサムの同性愛擁護論の紹介である。約60頁にわたって、ベンサムの同性愛擁護論が紹介されている。また第七章は「パウロではなくイエスを」という、ベンサムの手稿のタイトルになっていて、そこでは30頁にわたって、同性愛弾圧の世論に対するベンサムからの批判が紹介されている。今回のベンサム著作集がわずか140頁程の本文であることを考えれば、その分量はバイロン伝記の一部とはいえないほどのボリュームである。クロンプトンが『バイロンとギリシャ的愛』を刊行してから30年近く経てからロンドン大学ベンサムプロジェクトはようやく140頁の小冊子を刊行したことになる。もちろん、この著作集の編集者はクロンプトンの業績に対して敬意を表しているが、もしクロンプトンがこの仕事をしていれば、もっと早くにベンサムの同性愛擁護論は刊

行可能であったに相違ない。

つまり、オグデン、クロンプトンの仕事によって、ベンサムの同性愛擁護論は十分に理解可能なものになっていた。今回の著作集を通読するかぎりにおいて、なにかここに新しいものがあるとは思えなかった。子細な検討によってさらなる問題を見つけることはできるかもしれないが、そのためにはもう少し勉強しなければならない。ベンサム著作集編集者のおくればせの努力にシニカルな敬意を表しながらも、クロンプトンの存在こそ、ベンサム研究者が忘れてはならないものであることを強調しておかなければならない。

しかし、ベンサムがこの著作集に収められている手稿を書いていた1814年から丁度200年後に、著作集の一冊として刊行されたのは画期的なことである。研究者の共有のテキストとしてもはやこの同性愛擁護論を無視することはできない。しかも、この2014年にイギリスにおいて同性婚が法的に承認されたことはさらに画期的である。それはベンサムにとって想定すらできないものであったであろう。なぜならば、ベンサムの生きていた時代に、同性愛者は死刑であったからだ。ベンサム在世中にはこの状況に変化はなかった。ベンサムサークルが主導した刑法改革運動は多くの極刑を改革運動によって廃止したが、同性愛者が死刑であることに手をつけることはできなかった。死刑にかわって終身刑になったのは1861年のことである。イギリスにおいて、同性愛が非犯罪化されるのは、実に1967年である。この時に、法哲学者ハートとデブリン判事との有名なハート・デブリン論争というものがあつた。今読んでみれば、この論争は実に退屈な議論である。しかし、その時代背景において見れば、同性愛の非犯罪化は、1967年においてさえ議論の対象であり、やっと2014年の同性婚の合法化によって決着を見たのだ。

1. スケープ・ゴート論とベンサムの同性愛擁護論

クロンプトンの先駆的な仕事から見えていたものは、ベンサムの同性愛擁護論が、現在の法の問題や社会の状況に対する示唆を含んでいたことであつた。つまり、ベンサムの言葉は、ただ同性愛に対する擁護なのではなく、より広がりのある

問題へのアプローチであった。

たとえば、ベンサム時代に民衆が示した同性愛者への残酷なまでの行為は、現代にも通じる問題への思考を導いている。クロンプトンは、『バイロンとギリシャ的愛』のなかで、ベンサムの草稿のうちに描かれている「ピロリー」pillory という刑罰について詳細に紹介している。「ピロリー」とは「さらし刑」と言ってまちがいはないであろうが、同性愛者に対する民衆の暴行である。

同性愛者に対するロンドンの民衆が示した残虐さは、イギリスを訪れた旅行者にとっては驚異であった。同性愛者が死刑にならない場合でも、その疑いをかけられた者は、首かせを架けられて街頭に晒されたのだ。これに対して、時には数千人から一万人の見物人がこのさらし者になった同性愛者を囲んで、石を投げ殴打した。とくに残虐さを発揮したのは女性たちであった。娼婦や魚売りの女行商人たちが、同性愛者に投げつけるために街頭で売られている犬の死骸を買って投げつけたりした。さらし者になった同性愛者は、最後は気を失い首かせで首が縮まって死んでしまうことになる。

ベンサムは、1814年の草稿でこう書いている（引用は全てクロンプトンの著『バイロンとギリシャ的愛』からのものである）。

「かれら（つまり同性愛のもっとも激しい告発者たち）のなかには、当然に人間のもっとも墮落した不品行な行いがかぞえきれないほどにはびこっているのを見いだされる。かれらが有徳の誉れを得るために自己否定という正当な対価を支払うことができないのであるならば、そうであればあるほど人はこうした告発という手段で済ませて、なにも支払わずに無料でその誉れを得ようとするのは当然である。正規の価格でその誉れを得ようとするならば、かれらは自分のなかにあるすべての普通でない欲望とかすべての利己心、そしてすべての反社会的的情愛をおさえなければならぬ。いわれなき凄まじい非難の隊列に加担するだけで、それ以上の対価を支払うことなく、それが得られるのであるならばこんなにもいいことはない。ここでは、人はいかなる利己心も反社会的的情愛も抑制しなくてもいいのだ。自分たちの反社会的的情愛は棚にあげて、そこではかれらはいささかの個人的不都合を感じることなく他からは得られないめくるめき満足を得ることができる。悪童が犬をいじめて得る楽しみや、育ちの悪い大人が犬をけしかけて牛を荷めて喜ぶ楽しみと、同じ類の楽しみを得ることができる。」

このベンサムの言葉のなかに、私はケネス・バークによって強調された「スケープ・ゴート劇」を見る思いがした。ケネス・バークは、二十世紀を代表する文芸批評家であるが、ベンサム評価のうえで無視できない存在である。おそらく、二十世紀にベンサムの存在が蘇ったのは、このバークとミシェル・フーコーの『監視と刑罰』におけるパノプチコン論によってであり、さらには先にも述べた、言語学者ローマン・ヤコブソンやジャック・ラカン、クワインによってなのだ。

（ケネス・バークのベンサム評価は、ここでの主題にはならないが、バークの代表的著作である『動機の修辞学』のなかで、ベンサムを社会の「詩学」を構想した思想家として評価したのだ。このことについては、岩波書店の『哲学辞典』のなかの「ベンサム」の項目を担当した際に、哲学辞典におけるベンサムについての記述としては異例であったが、ケネス・バークとフーコーのベンサム評価について触れているので参照されたい。）

バークは、演劇的情景のなかで社会を理解しようとした。その際に、「スケープ・ゴート（贖罪の山羊）劇」を、古代の祭儀であるだけではなく、現代においても共同体が内部の統一を回復するために誰かを生贄に捧げる現象として描いた。このバークの「スケープ・ゴート劇」論を、今村仁司は「第三項排除」の原則という言葉で、実に巧妙に表現した。誰かを排除し攻撃することで、社会全体が安定し浄化されることである。おそらくバークの「スケープ・ゴート」論を、もっとも有効に使ったのは文化人類学者の山口昌男である。さらに言えば、歴史家E・P トムスンが、「ラフ・ミュージック—イギリスのシャリヴァリ」(ROUGH MUSIC—LE CHARIVARI ANGLAS『魔女とシャリヴァリ』新評論 1982年に収められている)という、小さいが魅力的エッセーで描きだした、イギリスの民衆文化とも関係がある。

トムスンのこのエッセーは、1972年にフランス語で書かれ、その後、1991年に英語に直して著書CUSTOMS IN COMMONに入れられた（邦訳はフランス語からの訳である。フランスのアナール学派の論文と一緒に紹介されている。トムスンは後にイギリスの「ラフ・ミュージック」とフランスの「シャリヴァリ」を同列に置いたことを修正しているが、ここではそのことに触れる必要はないだろう）。

トムスンの定義では、「ラフ・ミュージック」とは、十七世紀の終わり頃より、イギリスで使われた言葉で、なんらかの共同体の規範に反した者たちに対して嘲りや攻撃を行う乱痴気騒ぎのことである。トムスンが「ラフ・ミュージック」の一例

として紹介しているのは、「厚板乗り」というものである。攻撃対象になる共同体の規範への違反者を、厚板に乗せて町中を練り歩き、嘲弄するようなラッパの音を響かせ、あらゆる種類のゴミを投げつけて、騒ぐのだ。このノイズこそ「ラフ・ミュージック」である。子供たちがこの「ラフ・ミュージック」に参加するのは、日頃の大人からなされる「懲らしめ」への反撥からである、とトムスンと言う。こうした共同体の攻撃の契機になるのは、きわめて私的なことであった。「夫婦間の問題」、「妻を寝取られた男」、「夫を殴る妻」、「妻のご機嫌をとる夫」、男であれ女であれ年の離れた相手との婚姻等である。

トムスンは、この「ラフ・ミュージック」は、「私的」なことを「公的」な場面に引きずり出して、共同体が裁判に替わって裁いているのだと言っている。トムスンのこの「ラフ・ミュージック」論の面白さは、ただその例としてあげられる民俗学的資料によるのではなく、トムスンが「ラフ・ミュージック」のうちに民衆的なエネルギーを見ようとしていることである。イギリス左翼でありながら労働党の官僚化と体制内化に批判をもつトムスンにしてみれば、「ラフ・ミュージック」は、民衆的エネルギーの再燃可能性につながるからだ。確かに、この「厚板乗り」のエピソードは、私たちにはさまざまなことを思いおこさせる。例えば、中国文化大革命の時の紅衛兵たちの行動である。紅衛兵たちは、教師や親でさえも、大人たちを殴り、車にのせて三角帽を被せ、町中をけたたましく練り歩いた。その姿は「ラフ・ミュージック」そのものである。だがそれが毛沢東や江青たちの権力闘争へと動員されたものであったとすれば、そこにあるのは民衆的エネルギーというよりは、一人の敵に向けて全員を動員する「スケープ・ゴート劇」そのものである。（この「ラフ・ミュージック」については、海外の文献よりも、近藤和彦著『民のモラルーホーガースと 18 世紀イギリス』（ちくま学芸文庫）第一章がもっとも的確にかつ図像研究をふまえて魅力的に論述している）。

既に述べたように、この「スケープ・ゴート」を、社会理論のうちに位置づけたのは、ケネス・バークであった。

バークが「スケープ・ゴート・メカニズム」という言葉を使い始めたのは、1935年に刊行された『永続性と変化』（PERMANENCE AND CHANGE、カリフォルニア大学出版、第3版の16頁～17頁）においてである。そこでは、こんな例を出して、「スケープ・ゴート・メカニズム」を説明している。大恐慌以後の生活破綻

のなかで、その原因は経済システムにあるにもかかわらず、白人貧困層（ブアー・ホワイト）は、「黒人」に対するリンチと攻撃によって、その貧困への怒りを代償しようとした。そこにあるのは、原因と結果の解釈の間違いである。あるいは、こうも言っている。「スケープ・ゴート・メカニズム」の本来的な意味は、或るものの罪を祭儀の場で清めるために犠牲となるものが選ばれることであるが、「原因」と「結果」の錯誤と魔術的な結合が、犠牲を引きずり出すのだ。その犠牲に山羊が選択されれば、この山羊に全ての罪を背負わせることによって、共同体全体はその罪から清められる。

「黒人」への攻撃と犠牲の山羊が同列におかれる時、聖書や神話の世界と、現代は同列に置かれる。それはあたかも、人間の普遍的な行動様式として「スケープ・ゴート」があるとも考えられているかのようだ。おそらく、このパークの「スケープ・ゴート・メカニズム」が注目を集めたのは、1939年に発表された一つのエッセーによってであろう。「ヒットラーの『我が闘争』のレトリック」である。ヒットラーの『我が闘争』の英訳本が刊行されたのは1939年の2月であった。パークはこの『我が闘争』への批判的論評を同年の7月に発表している。実にタイムリーなエッセーであったが影響力はその後も続いた（このことについては、**Kenneth Burke in the 1930s, Ann George and Jack Selzer**, 南カリフォルニア大学出版、2007）。のちに『文学形式の哲学』におさめられたので、森常治氏の邦訳（国文社）によって読むことができる（以下の引用は全てこの邦訳からである）。『永続性と変化』において「スケープ・ゴート・メカニズム」について説明するなかでも示唆されていたことであるけれど、このエッセーによって、現代の問題として「スケープ・ゴート・メカニズム」が取り上げられることになった。

パークのエッセーは、1939年のヒットラーとナチズムについてのみ有効なのではなく、今日においても十分に意味ある議論である。パークはこう言っている。

「いろいろ意見を異にし、まとまりのない群衆から追従者を呼び集めるような運動は、すべての道が通じているような一つの中心点を持たなければならない」と語ったヒットラーは、その中心点としてナチス胎頭の都市ミュンヘンを示し、共通の敵をドイツ国民にあたえた。「他になににも共通の目的をもたない人々は、共通の敵を設定することではじめて統一が保たれるのである。それは『我が闘争』のなかで、ヒットラー自身が言っていることである。〈全体的に云って、そしてすべての

時代にあっても真に国民的な指導者の能力は、何よりも国民の注意力の分散をくいとめ、一つの敵にそれを集中させる力にあった。』

この「共通の敵」こそ、言うまでもなくユダヤ人であり、ユダヤの資本家であり、「国際的ユダヤの悪魔」であった。大恐慌の以後の経済状態のなかで、アメリカのプアー・ホワイトが貧困の原因を「黒人」たちに振り替えたように、ドイツの貧困は、ユダヤ人たちの陰謀へと振り替えられ、ユダヤ人という「スケープ・ゴート」がつくり出された。

バークは、ヒットラーのスケープ・ゴート演出をけっしてドイツの特異な現象としてではなく、アメリカも無縁ではないと言っている。そのことは、バークが、ユダヤ人とユダヤ資本家を共通の敵とするヒットラーの理論こそ、ヒットラーの売り物であったと言う時にはっきりする。「彼の売り物は経済的病因の非経済的解釈である。それ自体としては現在のかつとうに含まれる経済的要因から注意をそらすうでたいへんな効果をあげた。金融界それ自体ではなく「ユダヤ人の金融界」を攻撃することで「アーリアン」金融界に支配権をもたせるに至った熱狂的な運動を刺激したのである」。

それは「スケープ・ゴート」メカニズムの医療的効果でもある。社会の悪を自らから切り離して、「ユダヤ人」に負いかぶせて、自分たちはその悪から解放されていると思わせる。

「ナチスの手口の基本的なるものは、分裂状態を統合し、それに「治癒的な」効果をあたえることである。それには悪役を仕立てあげ、それを商業広告と同じやり方で執拗に繰り返すことで次第に本物らしくすることである」。

バークはこのエッセーの結論のところ、論点をナチズムからアメリカに移す。アメリカもこの「スケープ・ゴート」メカニズムから無縁ではないからだ。それはヒットラーだけのことではない。むしろ人間の歴史そのものが「スケープ・ゴート・メカニズム」の記録である。「人間性の現実」として「スケープ・ゴート・メカニズム」はあるのだ。アメリカにもそれはないのか。それを追跡することで、はじめて「スケープ・ゴート・メカニズム」についての認識は深められる。そうバークは言う。第二次大戦後のアメリカが、「赤狩り」のマッカーシズム旋風に支配されたことをバークは予言しているとも言える。或いは、「9.11」以後のアメリカのアラブ政策は、「共通の敵」を発見する過程であった。ナチスとヒットラーによる

統一のもとでの「新生活」や未来の保証が、「一番古くから存在するうんざりするような欺瞞の道」であるように、歴史は古くからこの「スケープ・ゴート・メカニズム」を、国家と民族統一の手段としてきた。パークはそのことを指摘することで、いつも現代的である。

もう少しパークにこだわっておこう。ケネス・パークの存在などは既に忘れ去られているかもしれないが、ルネ・ジラルールやジャン・ピエール・デュピュイ（『聖なるものの刻印』以文社）がパークのこの「スケープ・ゴート・メカニズム」論を継承していることにも注意を払う必要はあるだろう。しかし、フランス語圏の両者については邦訳もしくは英語訳で読んできたので私には真っ正面から二人について論じる能力も準備もないのでその機会は後に譲るとして、ベンサムとパークの問題に限定して「スケープ・ゴート・メカニズム」について言及していこう。

『動機の文法』A GRAMMAR OF MOTIVES（1945年刊）は、ケネス・パークの理論を代表するものであるが、このなかでパークは「スケープ・ゴート・メカニズム」を一般理論として論じている。しかも、そのことのうちにベンサムの理論との関係が見えている。

『動機の文法』に、「いけにえの山羊の弁証法」という章がある。そこでは、「ヒットラーの『我が闘争』のレトリック」に通じる論点が共有されているが、さらにそれが人間の行動の一般理論ともなっている。

パークは言っている。「スケープ・ゴート（いけにえの山羊）はカリスマ的であり、代理人である。人々はそれを選ばれた容器としてみなし、彼等自身の罪の重荷をそのうえにかぶせ、祭式的にわが身を浄めようとするのだが、そのとき彼等といけにえの山羊はもっとも深い意味において同質同体とみなされる。かくて、いけにえの山羊は、その迫害者たちが自分自身の不浄を異化し、自分たちから切り離し山羊へと移すという点において、「分離の原理」を表彰しているのである。いけにえの山羊が治癒力をもつのは、山羊を血祭りにあげることによって治癒されるはずの人間たちの悪を代理するかぎりにおいてである、ということをおぼえてはなるまい」（森常治訳『動機の文法』晶文社 420頁）。

こうした論点は、まさしくヒットラーの『我が闘争』のレトリックを論じる時に、提出されていたものであるが、パークはこの「分離の原理」という弁証法の姿が、人間の現実のうちに普遍的に見いだされるものであると言いたいのだ。そうで

あれば、「現実の犯罪人であれ、想像裡のものであれ、犯罪人は一般社会人にとっていけにえの山羊となる。社会は倫理的義憤を感じ犯罪者を罰することによってみずからを浄化するのだ。もっとも一般には義憤を感じている本人にはその場で働いている祭式的要素は認識されない」（同上 421 頁）。

ケネス・パークによって定式化された「スケープ・ゴート・メカニズム」に対して、より根本的なところで、人間の「死」と「生」への態度を論じて、この問題にもう一つの答えを出したのは、20 世紀フランスの思想家ジョルジュ・バタイユである。バタイユは『文学と悪』のなかで、「供犠」 sacrifice という章を立てて、こう書いている。「これまでに世に出たもっとも正鵠を得た意見では、供犠は、社会的な結びつきを強固にするための制度と見なされていた（もっともこの意見もどうして他の手段よりも流血という手段による方が、社会的な結びつきを強固にする上で、より有効であるかという理由を説明することはできなかった）。しかし、もし恐怖の対象そのものに一できるだけ近く、できるだけ頻繁に一接近することがわたしたちにとって必要な〔必然的な〕ことであり、また、生と対立する諸要素の可能なかぎりの最大量を、できるだけ生を損なうことなしに、生のなかに導入するというのが、わたしたちの本性を定義づけるのに不可欠な要件だとするならば、供犠の操作も、もはやこれまでに認められてきたような、人間的には基本的なものだといえながらどうにも納得できないあの制度とみなすことはできないことになるだろう」（山本功、ちくま文庫。現在はちくま文庫に入っているが、法学部の二年生の時に読んだこの訳書は、ハードカバーで紀伊国屋書店より出ている。ずっとこの本だけは売りにも出さず持っていたが、小林秀雄、江藤淳に代表される日本の文学批評の衰弱した姿とは異なり、バタイユは知的なエネルギーに溢れるものであった。フランス留学時代の岡本太郎の盟友にふさわしい本であったが、最初に読んだ時から 50 年をへて、この文脈でバタイユのこの訳書に言及するとは想像もしていなかった。あいかわらずフランス語は読めないのとでもバタイユに言及する資格はないけれど、バタイユ研究者の教えを請う）。

バタイユが言う、人間にとっての「恐怖の対象」とは「死」のことである。有限的存在として人間は、この「死」への恐怖から離れることはできない。まるで光源へと吸いよせられる虫のように、人間はこの「死」から遠くへ向かおうとする。しかし、そうした指向とは反対に、むしろこの「死」に近づくことによって「死」を

笑いの対象にも感嘆の対象にも変えて、「死」の恐怖から逃れようとする。その典型が演劇である。「供犠」もまたこの演劇と同じ祭儀的な場所になって、「死」の恐怖からの逃走に力を貸す。それが大略、バタイユの「供犠」についての論旨であった。そこでは、パークの「スケープ・ゴート・メカニズム」のような制度的な説明は、「供犠」や「贖罪の山羊」を説明したことになる。パークもまた、劇学 **DRAMATISM** という文脈のなかで、この問題を考えていた。パークとバタイユのなかで、「演劇」がどのようにして社会現象としての「スケープ・ゴート」に関わるのかを考えるのは、とても面白い。そこに、バタイユの意図せざるケネス・パーク批判とパークからの反論を見る機会ともなるだろう。だが、私にはまだそのための準備はない。

パークが自分の理論を「劇学」**DRAMATISM** と称した。人間の行為のうちに含まれている祭儀的要素や宗教的要素を暴いて、そこに現在を還元してみせたのだ。「スケープ・ゴート・メカニズム」という言葉そのものが、宗教的、祭儀的、古代的なものを、現代のうちに蘇らせたものである。人々が意識することなく行っている行動や熱狂のうちに、祭儀的ないけにえの儀式を見るのだ。それは、フロイトの心理学における「オイディプス・コンプレックス」という言葉が語ったやり方でもあった。或いは、アメリカの文芸批評家ノーマン・O・ブラウンが、その著『ラブズ・ボディ』（ブラウンのこの本は邦訳（みすず書房）があるが、ここの訳は私訳である。）のなかで、17世紀イギリスの市民革命とフロイトを結び付け次のように言ったことを思い出してもいいだろう。

「フロイトは先史時代のうちに17世紀イギリスの憲政上の危機を見ているように思える。始原の父は共同体（ホルド）の絶対君主であり、女性はいかれの所有のもとにある。息子たちは専制を打倒するために共謀して、ついには全てを平等な権利に基づく社会契約に変えてしまう。この古めかしい歴史が我々に示唆を与えて、17世紀のうちに神話の原型の再登場を発見させることになる」。ブラウンはパークとは異なる仕方で、歴史のなかに始原の神話が繰り返し登場することを言っている。その視点で現在を読解すれば、市民革命の伝統を日本国憲法に移植した現代日本は、この神話のなかに生きているとも言えるだろうが、天皇制の存在は、この神話を不完全なままにして、独特な姿へと市民革命を導いたことになる。

ベンサムのことに戻ろう。ここまでくれば、先に示した、ベンサムが「さらし刑」

においてあからさまになるロンドン市民の残虐な行状を非難した言葉は、けっして 1814 年の時代のうちにあるのではなく、まぎれなく、パークの言葉にかさなりあいながら、現代の言葉になって聞こえてくるだろう。ベンサムはこうも言っている。

「これはある種の生贄である。他のものと比べたならば比較にならないほど安上がりな神との取引である。通常の場合には犠牲にされる快樂は自分自身のものであるのに、この場合は他人の快樂である。自分自身の肉を炙って神と司祭の晩餐の食卓に供するのはものいりである。人間を捕まえてきてそれを炙るのであるならばただで済む。しかもいい見世物になる。こうして 18 世紀半ばにフランス人アベ・ド・フォンテーヌは生きながら火炙りにされたのである」(1816 年のノート)。

このアベ・ド・フォンテーヌの火炙りの刑のことは、1814 年のノートを復刻した今回の『ベンサム著作集』にも登場している。肉体の「汚れ」と精神の「汚れ」とが同一視されて、手の汚れを水で洗って浄化するように、精神の「汚れ」を火によって浄化しようとしたのだ、とベンサムは言っている。そこには、「汚れ」**DIRT** という言葉を魔術的に転換することによって精神の「汚れ」を火によって浄化 **PURE** しようとする想像力による暴虐があるのだ。それは典型的な言語の誤用であり、修辞学的転換である。むしろ、同性愛者を火炙りにすることは、この修辞学的転換の結果である。精神が「汚れる」とはどういう状況であるのか。それは説明することができない。ただ同性愛者への不快の感情が、この「汚れ」を呼び起こす。想像力による刑罰が火炙りであり、「さらし刑」である。

私の「ベンサム同性愛擁護論」への関心は、ルイ・クロンプトンと同じように、それが英語による最初の同性愛擁護論であることに向けられてきた。功利主義者ベンサムの既成のイメージを変更することの方に関心があった。(それを言うためでさえも、日本のベンサム研究者からの侮辱を耐えなければならなかった。かつて日本で国際功利主義学会が開催された時、私は同性愛擁護論をテーマの一つとするよう学会準備会合で提案したが、ベンサム研究のリーダーと目されてきた人物から公開の場所で権威主義的に一喝され、学会のテーマの一つとすることを拒否された。もう 20 年以上前の話だが、このことはけっして忘れない。その後も、例えば、アマゾンでの私の本への評価欄への投稿には、ご丁寧にもただ批判するために本の隅から隅まで読んで、同性愛擁護論など検討する意味がないということを言いたいために投稿した匿名氏がいる。どこの誰だか知らないけれど、おそらくどこやらの

学界権威に忠誠をささげる研究者で月光仮面でないことは間違いがない。）

今は、最初にこのテーマを取り上げた時以上に、ベンサムの同性愛擁護論の意義を強く感じる。最初に取り上げた時は、「スケープ・ゴート」の問題を示唆していたけれど、ケネス・バークやルネ・ジラルルの著作のなかでの「スケープ・ゴート・メカニズム」の問題は、視野の外にあった。トムスの「ラフ・ミュージック」のことは言及しているけれど、それをバークの問題にまでつなげては論じていない。今回、このエッセイのなかで初めてそのことに言及している。そこに置いてみれば、ベンサムの同性愛擁護論の中心は、この「スケープ・ゴート・メカニズム」であることに気がつく。

バークは、記述したように、ベンサム再評価をフーコーと同じように行った思想家である。その場合、バークの視点は、ベンサムのレトリック論にあった。『行為の動機の表』という小論文がバークの関心を呼んだ。（詳細は、私の『社会のレトリック』（新曜社）にある。現在この本は絶版であるが、近日、復刊される予定である）。ベンサムは、その論文において、人間の言葉には、一つの現象を表現するのに否定的なものや肯定的なものがあるが、人間の感情や評価を託されているものであることをあきらかにした。言葉の背後にあるものを隠蔽するためにも言葉は使われる。それを暴く **DEBUNKING** することが、ベンサムの主題であったとバークは言う。そして、バークにとっても、人間の行為のなかに、神話的、祭儀的なものが循環して登場することを「暴く」ことがそのテーマであったのだ。そのために、ベンサムの方法は有効であった。バークは、そうした「暴露」の戦術をとるベンサムの法律学を「法の詩学」と言ったのだ。しかし、バークは、ベンサムの同性愛擁護論を知らない。もし知っていれば、そのスケープ・ゴート・メカニズム論は、当然のように、ベンサムへの言及に多くをさいたことであろう。

2. ヴァルネラビリティ **Vulnerability** をめぐるベンサムと **J. S** ミル

ベンサムの同性愛擁護論が示唆しているのは、山口昌男によって語られた「ヴァルネラブル」なものをめぐる社会の法学である。山口氏は現在は、『文化の詩学 I』

(岩波現代文庫)に入っている「ヴァルネラブリティについて」(1980年)というエッセーのなかで、スケープ・ゴートのことを言い換えて「ヴァルネラブル」なものと言っている。「攻撃誘発性」を持つものという意味である。このエッセーそのものは、トッド・ブラウンニングの映画や大島渚の映画『戦場のメリークリスマス』の原作となった、ヴァン・デル・ポストの小説『影の獄にて』の分析が中心であるが、「ヴァルネラブル」という言葉を記号論の用語として提出したことで、意義深いものになっている。

「スケープ・ゴート」(贖罪の山羊)が、キリスト教的な背景をもっていて、ジラールにしてもバークにしても、宗教論と切り離しがたくあったのとは異なり、この「ヴァルネラブル」なものという言葉は、社会学の他の用語とも通じながら、記号論の用語としての一般性を持つことができた。

社会のなかで攻撃を誘発する存在は多くいる。この「ヴァルネラブル」なものに攻撃的になることによってしか、自らのアイデンティティを維持できないタイプの人々がいる。それが山口昌男の「ヴァルネラブリティ」という用語の社会的意味である。

社会学のなかで言えば、演劇的社会学を提唱したアービング・ゴッフマンにおける「スティグマ」という言葉が、この「ヴァルネラブル」なものに相当するだろう。「刻印」であり「疵」である。その刻印や疵が攻撃を誘発する。

その「スティグマ」も「ヴァルネラブリティ」も、身体的なスティグマであったり、社会の多数者から排除される存在であったりする。その「スティグマ」に対する時、社会というものが実体として浮上して、攻撃を仕掛け、社会がアイデンティティを確認するのだ。山口昌男は、1980年の時点で、日本社会の右傾化のなかで「国益に反するもの」たちへの排除の姿勢に、危うい日本の姿を見ている。「国益に反する」者という刻印によって、「ヴァルネラブル」なものが生産されることになる。

山口昌男の視点は、今こそ有効である。韓国と日本は、相互に相手を「ヴァルネラブル」な存在に転化して、それぞれの「国益」と権力の安定を図ろうとしている。必要なことは、「ヴァルネラブル」なものに向き合い、それぞれが相手の「ヴァルネラブリティ」によってアイデンティティを強化しようとしていることに向き合ってみることである。

ベンサムのことに戻ろう。同性愛者に対するイギリス社会や民衆が行ったこと

は、「ヴァルネラブル」なものを攻撃して、アイデンティティとモラルティを確認しようとする行為であった。ベンサムはそこに欺瞞を発見した。

ベンサムはこの論文は発表することができなかったが、異なる形で「ヴァルネラブル」なものをめぐる問題を取り上げたベンサムの後継者がいる。ジョン・スチュアート・ミルである。

ミルの『自由論』は、今日でも読み継がれる古典であるが、そのなかで異彩を放つのは、ヴァルネラブルなものへの積極的な擁護である。

その「ヴァルネラブル」なものとは、19世紀におけるモルモン教徒たちの「多妻婚」である。今回の、イギリスにおける「同性婚」の承認をめぐる議会の議論のなかでも、反対する議員からは、「同性婚」を承認すれば「多妻婚」を認めることになるのではないかという発言があった。

「多妻婚」がイギリスで承認されることはないであろうが、『アメリカにおける文化多元主義と法』（Jill Norgren and Serena Nanda, *American Cultural Pluralism and Law*, 1996）に紹介されている、連邦最高裁判所のマーフィ判事の付帯意見には、興味深い論点が提出されている。「多妻婚は古代文明においてはまったく普通のことであり『旧約聖書』の作者たちによって多くの時代にわたって言及されている。今日においてさえ世界的に見れば、異教徒や非キリスト教徒のうちにはしばしば見ることができるものである。その時、我々は多妻婚が、他の結婚と形式と同様に、基本的には、宗教に深く根ざした文化の制度であり、当該社会の社会的風俗であることを認めなければならない。」

マーフィ判事が言いたいのは、「多妻婚」が、アメリカにおける支配的な道徳や宗教とは異なるものであるとしても、それ自体が宗教に根ざした文化であり婚姻制度である以上、宗教の自由を認めるアメリカ憲法がこの「多妻婚」を排除することはできないということであった。1991年には、「アメリカ市民自由連盟」は、「複数婚」Plural marriageを「表現の自由」、「結社の自由」「宗教の自由」「プライバシーの権利」の観点から、憲法によって護られるものとした。

最近の「ニューヨーク・タイムズ」紙上においても、「複数婚」を「同性婚」と同じように、いづれ承認されることになるという意見が掲載されている。その議論は、『プレイボーイ』誌の創立者ヒュー・ヘフナーの複数の女性との同棲生活などを例に出しているのも、あまり正面から議論ができるものではないが、映画作家で

ベトナム生まれの思想家であるトリン・T・ミンハが作った短編ドキュメンタリー映画のなかで、多妻婚をアフリカの異文化をあらわすものとする西欧の女性たちに対して、アフリカの女性が「それならあなたは夫の唯一の妻なのか」と発言していることは、19世紀にモルモン教へのイギリス人の批判に対して、モルモン教徒側がこのアフリカ女性とほぼ同じ発言をしていることを思いおこさせて、多妻婚問題と文化の関係を考える場面は用意されている。

19世紀のイギリスにおいては、モルモン教徒の「多妻婚」はまさしく「ヴァルネラブル」なものであった。モルモン教の説明はここでの主題ではないが、1830年にアメリカ人ジョゼフ・スミスによってニューヨークに設立された宗教団体である。その中心的な教義には、父親を中心にした多妻婚があった。スミスは後に反逆罪で投獄され、獄中で殺害されている。後継者はブリガム・ヤングであったが、かれは「多妻婚」を正式にモルモン教の教義とした。モルモン教は、その基盤であるユタが州に昇格（1895年）するさいに、多妻婚を放棄して現在に至っている。ただし、原理主義派のモルモン教徒もいて、かれらは依然として「多妻婚」を維持している。

このモルモン教がアメリカ以外で教徒を獲得したのは、イギリスであった。1840年にブリガム・ヤングを中心にした宣教団がイギリスに渡り、大変な成功を取めるのだ。教徒のほとんどは貧民階層であったが、希望を求めて大挙して船でアメリカにわたり、1850年当時で、イギリス人教徒の数は3万747人であった。クエーカー教徒を凌ぐ数であった。

しかし、これはイギリス社会においては大スキャンダルだった。モルモン教徒のリーダー達と女性たちとの多妻婚は、かっこうの性的スキャンダルとなった。

『モルモン教の女性たちの生活』という性的スキャンダル本は実に三万四千部も売れた。コナン・ドイルの『緋色の研究』は、シャーロック・ホームズ・シリーズの最初のものであったが、そのなかでブリガム・ヤングを登場させて、ヤングによって結婚を指示され、恋愛を妨げられる女性の悲恋物語を仕立てている。

オーエン・チャドウィックの『ヴィクトリア朝の教会』(Owen Chadwick, *The Victorian Church*, 1966) は、イギリス近代宗教史の信頼のおける本である。そこでチャドウィックは、ソーアムという村にあったモルモン教の教会の前で、村の若者たちがモルモン教の結婚式をからかう芝居をやったことを書いている。その芝居では七人の花嫁がロバに乗って登場するというものだった。1200人の村人が

見物したという。

この話は、私の著書『正義論／自由論』（岩波現代文庫）でも紹介したことがあって、ここで書いたこととは重複しているのだが、その時は、これが先にあげたトムスンが言う「ラフ・ミュージック」そのものであることにかつにも気がつかなかった。

先にも述べた17世紀から18世紀にかけてのイギリスにおける「ラフ・ミュージック」が、共同体の規範や習慣から逸脱した者、とりわけて婚姻において逸脱した者への共同体からのからかいと嘲笑の乱痴気騒ぎであったように、19世紀半ばにモルモン教徒たちに向けられた嘲笑の乱痴気騒ぎは、「ラフ・ミュージック」の再演であったのだ。

そうであれば、ミルがブリガム・ヤング宣教団のイギリス到着から十年後に着想を得たという『自由論』は、このラフ・ミュージックへの対抗であったことになる。

以前に拙著でモルモン教徒の多妻婚へのミルの擁護について触れた時は、ミルのよく知られた「他者被害」の原則に焦点があった。ミルは多妻婚には個人としては反対であると言いながら、こう書いていた。

「ここで忘れてならぬことは、この関係（多妻婚）が、これに関係し、かつその被害者と考えられる女性の側の自由意思によって作られたものであり、それは他のいかなるの婚姻制度の場合とも同じだということである」（早坂忠訳）

「（モルモン教徒が）彼らの教義を受け入れなかった国々を去って、遠い地球の片隅をはじめ人類が居住できるようにしてそこに定着した時に、かれらが他の諸国民に対して侵略をせずかれらのやり方に不満な人々には退去の完全な自由を与えている限り、専制原理以外のいかなる原理にもとづいて、かれらが自分たちの好む法律のもとに生活するのを阻止することができるのかを知ることは、困難である」。

（同上）

ここでのミルの言葉は、本人同士の合意にもとづき、他者の権利も侵害しない場合において、その行為を非難することはできない、という「他者被害の原則」のなかでの発言である。それは、ベンサムが同性愛擁護論で展開したのもでもあった。ミルは「趣味 taste の自由」とも言っているが、そこでは、自らのライフ・プランに従って生活することは、それが他者の権利を侵害しないものであるならば、人

から見れば愚かで退化した文明に思えても、なにををするも自由であると言ったのだ。モルモン教徒の多妻婚もそのうちに入る。そして、ベンサムが同性愛を「趣味 taste の異端者」に過ぎないと言ったことを付記しておこう。ここには、ベンサムとミルが、同性愛と多妻婚をめぐる、同じ論陣を張っていることはあきらかである。ミルの名づけ親はベンサムである（なお、パートランド・ラッセルの名づけ親はミルであった。ここには逸脱者の系譜がある）。ベンサムのもっとも若い同盟者はミルであった。発表することができなかったベンサムの同性愛擁護論をミルが見ていたと推測するのは難しくない。

だが、それだけではない。モルモン教徒が「ラフ・ミュージック」によって嘲笑され、共同体の多数者の価値や規範に違反するという理由で迫害されるなかで、同時代人ミルの『自由論』を読めば、ミルの思想の中心が見えてくる。

ミルの『自由論』は、そう言ってよければ、反時代的な著書である。その最初からミルの主題は、多数者民主主義への懐疑であるからだ。

ミルは、大略こう言っていた。今までは、自由といえば、少数者支配からの自由を言っていた。支配する側は少数者であり、その少数者の暴虐から多数者の自由と権利を守ることが主題であった。しかし、ミルが生きている時代は、多数者支配の時代である。多数者の意思が政府を構成し、社会全体が多数者の価値へと収斂される。社会全体と多数者が考える価値が一体となって、少数者の自由は失われる。その多数者とはなにか。ミルの『代議政治論』のなかに現れる、世論への懐疑は多数者をミルがどのように考えていたかを如実に示す。

ミルは、代議制を否定するわけではないが、選挙において、大衆と知識階級とが同一一票であることを否定する。大衆が一票であるならば、知識階級には複数票をあたえるべきだというのが、ミルの代議制なのだ。あからさまなエリート主義である。それを誰もが不快に思うにちがいない。票において差別をもうける基準とはなにか、と問えば、ミルの代議制の破綻はすぐに理解できる。

しかし、ミルが多数者民主制を、「多数者の専制」とまで言うのであるならば、ミルのテーマはこれまでここで考えてきた、「ヴァルネラブル」なものへの攻撃において一体になる共同体の姿への非難が背後にあることは間違いがない。ベンサムが書いている、同性愛者への大衆の暴行とラフ・ミュージックが、ミルにとって大きな問題であったはずだ。モルモン教徒の多妻婚の擁護は、この「多数者の専

制」の文脈で言えることである。

「ヴァルネラブル」なものの選択は、時代によって異なる。古代の神話以来、或いは、イエスがゴルゴダの丘の上で磔になって以来、人間の文明は、社会から排除される「ヴァルネラブル」なものを選択して、共同体の一体化を図ってきた。イエスの処刑を望んだのは、そこに集まってきた大衆である。ローマの執政官ピラトは、大衆に向かって大罪人のバルバとイエスを並べて、どちらを助けるのかと大衆に判断を委ねる。大衆は「バルバ」と叫ぶのだ。バツハの『マタイ受難曲』は、雄弁にその場面を描いている。

ベンサムとミルが、取り上げるテーマが異なるとはいえ、「ヴァルネラブル」なものへの社会の態度に対して恐れをいだいたことは、現在の私達にも一つの問い掛けになっている。スケープ・ゴート・メカニズムやラフ・ミュージックは、避けることができない社会の姿であるのだろうか。おそらく、ケネス・パークやルネ・ジラルドは、人間の避けることができないものとして、スケープ・ゴート・メカニズムを考えていた。社会の力学である。それは人間への懐疑と絶望なのだろうか。そうではない。不可避のものであるならば、むしろそのことを主題化して、人間が歴史のなかで繰り返してきた、「ヴァルネラブル」なものへの暴虐を再演しない方法を考えるしかないだろう。

ジャン・ピエール・デュピュイは、『聖なるものの刻印』のなかで、面白いことを言っている。政治家にとって「スケープ・ゴートにされている」と発言することは、非難をさけるためのレトリックになっている。つまり「スケープ・ゴート」は政治家が非難される対象から立場を反転させるための言葉になっているのだ。非難する側の理不尽さと非難される側の無垢を言うために、「スケープ・ゴート」という言葉が使われる。

対抗する原理に、「スケープ・ゴート」という言葉が使われるのであれば、共同体の一体感や価値への懐疑もそこには成立している。それでも、やはり社会は「ヴァルネラブル」なものを求めて、社会の一体感を追求することだろう。ミルもベンサムもその絶望のなかで、語りつづけることによって、スケープ・ゴート・メカニズムを無効にする方法を探していたのだ。

まことに、法律はこのヴァルネラブルなものと同方向から対面している。ケネス・パークが言うように裁判はいつでもヴァルネラブルなものとの対話の演劇であ

る。そうであるならば、ベンサムやミルの発言は、今でも、いかにしてヴァルネラブなものを巡るラフ・ミュージックから法が自由になるかを考えるために不可欠のものである。

〔追記〕

私は、このエッセーを、木間正道教授との法学部教員としての長年の交友と友情に捧げる。

〈主な参照資料〉

『社会のレトリック』土屋恵一郎、1985、新曜社

『独身者の思想史』土屋恵一郎、1993、岩波書店

『正義論／自由論』土屋恵一郎、2002、岩波現代文庫

『怪物ベンサム』土屋恵一郎、2012、講談社学術文庫

Byron and Greek Love: Homophobia in 19th-century England, Louis Crompton, 1985, University of California Press

Of SEXUAL IRREGULARITIES, And OTHER WRITINGS on SEXUAL MORALITY, COLLECTED WORKS OF JEREMY BENTHAM, 2014, CLARRENDON PRESS

Permanence and Change, Kenneth Burke, University of California Press

『文学形式の哲学』ケネス・バーク、森常治訳、1974、国文社

『動機の文法』ケネス・バーク、森常治訳、1982、晶文社

『文化の詩学Ⅰ、Ⅱ』山口昌男、2002、岩波現代文庫

『ラブズボディ』ノーマン・O・ブラウン、宮武昭、佐々木俊三訳、1995、みすず書房

『魔女とシャリヴァリ』福井憲彦編集、2010、藤原書店

『自由論』J.S ミル、早坂忠訳、『世界の名著』、1979、中央公論社

『文学と悪』ジョルジュ・バタイユ、山本功訳、1998、ちくま学芸文庫